

# 農林土木工事特記仕様書（令和3年2月1日以降適用）

## （農林土木工事共通仕様書の適用）

**第1条** 本工事は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木工事共通仕様書平成28年10月」に基づき実施しなければならない。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。

なお、工事途中で改定された場合は、この限りでない。

## （農林土木工事共通仕様書に対する変更仕様事項）

**第2条** 「徳島県農林土木工事共通仕様書 平成28年10月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のとおりとする。

### （共通仕様書の読み替え）【変更】

「徳島県農林土木工事共通仕様書 平成28年10月」の「第1編共通編」において、「7日以内」、「5日以内」、「7日まで」とあるのは「土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内」と、「翌月5日」とあるのは「翌月10日」と、それぞれ読み替えるものとする。また、「1-1-1-5 施工計画書」において、「請負対象金額」とあるのは「当初請負対象金額」に、「1-1-1-35 工事中の安全確保」において、「土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成21年3月31日）」とあるのは、「土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官、令和2年3月25日）」に、「建設事務次官通達、平成5年1月12日」とあるのは「国土交通省告示第496号」に、「2-1-3-1県内産資材の原則使用」において、「請負代金額」とあるのは「当初請負代金額」と読み替えるものとする。

「徳島県農林土木工事共通仕様書 平成28年10月」において、「約款第21条」とあるのは「約款第22条」と、「第21条」とあるのは「第22条」と、「約款第22条第1項」とあるのは「約款第23条第1項」と、「約款第23条」とあるのは「約款第24条」と、「約款第23条第2項」とあるのは「約款第24条第2項」と、「約款第26条」とあるのは「約款第27条」と、「約款第28条」とあるのは「約款第29条」と、「約款第29条」とあるのは「約款第30条」と、「約款第29条第1項」とあるのは「約款第30条第1項」と、「約款第29条第2項」とあるのは「約款第30条第2項」と、「約款第31条」とあるのは「約款第32条」と、「約款第31条第2項」とあるのは「約款第32条第2項」と、「約款第33条」とあるのは「約款第34条」と、「約款第34条」とあるのは「約款第35条」と、「約款第37条」とあるのは「約款第38条」と、「約款第37条第2項」とあるのは「約款第38条第2項」と、「約款第37条第3項」とあるのは「約款第38条第3項」と、「約款第38条第1項」とあるのは「約款第39条第1項」と、「約款第41条第2項」とあるのは「約款第54条」と、「第43条第2項」とあるのは「第44条第3号」とそれぞれ読み替えるものとする。

### （適用）【変更】

#### 1-1-1-1 適用工事

徳島県農林土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、徳島県農林水産部、各総合県民局農林水産部が発注する農業土木工事、治山工事、林道工事その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る工事請負契約書（頭書を含み以下「契

約書」という。) 及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

#### (工事実績データの登録)【変更】

##### 1-1-1-6 工事実績データの登録

受注者は、請負代金が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、しゅん工時は工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

なお、変更登録は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。

なお、変更時としゅん工時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

#### (建設副産物)【変更】

##### 1-1-1-23 建設副産物

##### 4. 再生資源利用計画

受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25 建設省令第19号）第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「C O B R I S」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。

##### 5. 再生資源利用促進計画

受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25 建設省令第20号）第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、C O B R I Sにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。

##### 6. 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにC O B R I Sにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。

##### 7. C O B R I Sの入力方法

受注者は、C O B R I Sの入力において、資材の供給元及び搬出する副産物の搬出

先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

## 8. 舗装版切断に伴い発生する排水の処理等

受注者は、舗装版の切断作業を行う場合、切断機械から発生する排水は、排水吸引機能を有する切断機等により回収し、回収した排水については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適正に処理しなければならない。

## 9. 建設リサイクル法通知済証の掲示

受注者は、一定規模以上の工事においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景の写真は、電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。

### (トラック（クレーン装置付）における上空施設への接触事故防止装置の使用)【変更】

#### 1-1-1-35 工事中の安全確保

## 7. トラック（クレーン装置付）における上空施設への接触事故防止装置の使用

受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置又はブームの高さを制限する装置）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、当面は、経過措置期間とするが、この期間においても使用に努めなければならない。

### (工場の選定)【変更】

#### 1-3-3-2 工場の選定

##### 1. 一般事項

受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。

- (1) JIS マーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場（以下、「マル適マーク使用承認工場」という。）等）から選定しなければならない。受注者は、選定した工場がマル適マーク使用承認工場である場合、品質管理監査合格証の写しを使用前に監督員に提出しなければならない。

### (当初未確定な部分の施工計画書)【追加】

#### 1-1-1-5 施工計画書

##### 4. 当初未確定な部分の施工計画書

受注者は、工事着手日（設計図書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、工事開始日以降 30 日以内）までに未確定な部分（施工方法等の詳細が定まっていない場合等）の施工計画書は作成せず、詳細が確定した段階で、当該部分の施工計画書を作成し、監督員に提出することができるものとする。

## (植生工の生育判定)【追加】

### 3-1-14-2 植生工

#### 20. 植生工の生育判定

本工事で施工する植生工については、徳島県農林土木工事共通仕様書第3編第1章3-1-14-2によるほか、ここに定めるものとする。なお、成績判定において可と判定された場合は、徳島県農林土木工事共通仕様書第3編第1章3-1-14-2第19項は適用しないものとする。

#### 2 一般事項

植生工の生育状況について、適期に発注者が生育調査を実施し、不可と判断した場合には、請負者は発注者の現地確認の要求により発注者と立会のうえ、協議を行い、その結果に基づき、指定期日までに同等以上の規格のものを請負者の費用負担により再度施工しなければならない。ただし、次の場合はこの限りではない。

- ・生育不良の原因が明らかに病害虫の異常発生又は獣害によるものと判断された場合。
- ・異常天然現象、災害等不測の事態が発生した場合。

#### 3 判定時期

判定は、施工時期によって植物の生育速度が異なるため、春期、夏期、秋期及び冬期に大別し、表-1に示す時期に行うこととする。

表-1

施工時期	期間	判定時期
春 期	3月～ 5月	施工後90日
夏 期	6月～ 8月	11月中旬
秋 期	9月～10月	翌6月初旬
冬 期	10月～ 2月	翌7月初旬

#### 4 成績判定

植物によるのり面（斜面）の被覆状態は植被率によって判定を行う。植被率の判定は目視によって行い、判定が困難な場合は写真などによるコドラート法を用いて判断する。成績判定は表-2を目安として行うものとする。

表-2

評価		判定時の植生状態
木本	可	植被率が30～50%であり、木本類が10本/m <sup>2</sup> 以上確認できる。
	可	植被率が50～70%であり、木本類が5本/m <sup>2</sup> 以上確認できる。
	可	植被率が70%を超えていても、被覆されていない木本植物（草本植物より丈の高いもの）が5本/m <sup>2</sup> 以上確認できる。
群落	判定	・草種に70～80%覆われており、木本類が1本/m <sup>2</sup> 以上確認できる。この場合、翌年の春まで様子を見る。

型 留	保	・所々に発芽が見られるが、のり面全体が裸地状態に見える。この場合は1～2ヶ月様子をみる（不適期施工の場合）。
	不 可	・生育基盤が流失して、植物の成立の見込みがない。この場合は再施工する。 ・草本植物の植被率が90%以上で、木本植物が被覆されている。この場合、草刈後様子を見て対策を講じる。
草 地 型	可	のり面から10m離れると、のり面全体が「緑」に見え、植被率が70～80%以上である。
	保判 留定	1m <sup>2</sup> 当たり10本程度の発芽はあるが、生育が遅い。この場合は1～2ヶ月様子を見る。また植被率が50～70%程度である。
	不 可	・生育基盤が流失して、植物の成立の見込みがない。この場合は再施工する。 ・植被率が50%以下である。

#### （デジタル工事写真の小黒板情報電子化）

- 第3条** 受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。
- 2 対象工事は、下記ホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について」に記載された全ての内容を適用することとする。

徳島県 CALS/EC ホームページ

「各種ダウンロード【農林水産部】 - デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について」  
<http://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.jp/cals/>

#### （現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等）

- 第4条** 現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成29年3月）」を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するものとする。ただし、一般的な鉄筋コンクリート構造物においては、スランプ値は12cmとすることを標準とする。
- 2 受注者は、設計図書のスランプ値の変更に際して、コンクリート標準示方書（施工編）の「最小スランプの目安」等に基づき協議資料を作成し、監督員へ提出し協議するものとする。なお、品質確認方法については、監督員と協議するものとする。

#### （鉄筋コンクリートの適用すべき諸基準）

- 第5条** 徳島県農林土木工事共通仕様書の「第1編共通編第3章無筋・鉄筋コンクリート第2節適用すべき諸基準1.適用規定」に定める基準類に「機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン」を加えることとする。

#### （熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行）

- 第6条** 本工事は、日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて現場管理費率の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試

行要領（農業土木版）（以下「試行要領」という。）」を適用する。

- 2 施工箇所点在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。
- 3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が30度以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。
- 4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。尚、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温30℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高WBGT 25℃以上対象）を用いることとする。
- 5 熱中症のリスクを高めるおそれのある新型コロナウイルス対策（マスクやフェイスガード等）を行った場合は、真夏日の定義を「日最高気温が28度以上」と読み替えて対応するものとする。

**熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行要領（農業土木版）**

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5029474/>

**（仮設トイレの洋式化）**

- 第7条** 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
- 2 受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
- ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

**（情報共有システム活用工事）**

- 第8条** 受注者は、本工事において情報共有システム（以下、「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。
- 2 対象工事は、下記ホームページ掲載の「農林土木工事における情報共有システム活用試行要領について」に記載された全ての内容を適用することとする。

徳島県 CALS/EC ホームページ

「農林土木工事における情報共有システム活用試行要領について」

<http://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.jp/cals/>

**（工事着手日指定契約方式の試行）**

- 第9条** 本工事は、受注者が人員や資機材を効率的に配置し、生産性の向上を目的とし

た工事着手日指定契約方式の試行工事であり、別に定める「工事着手日指定契約方式実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。

- 2 本工事の工事着手日は令和3年8月21日、工期終期は令和4年3月10日とする。なお、受注者は、工事着手日まで工事の着手（現場事務所の設置、現場への資材の搬入及び仮設物の設置など）を行ってはならない。ただし、工期始期から発注者の指定する工事着手日までの期間内に、関連工事の早期完成や関係者の同意など、着手時期の制約が解消された場合は、監督員の承諾を得て工事着手日を変更することができる。
- 3 受注者は、工事着手日を工事着手日から起算して10日以内（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）に提出する工程表に明記しなければならない。
- 4 実施要領第5条に基づき、工程表の初回の提出に限り徳島県農林土木工事共通仕様書1-1-1-4「1. 工程表の提出」について、文章中「契約締結後」を「工事着手日から起算して」に、実施要領第6条に基づき、工事着手日の前日まで現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を配置することを要しないため、徳島県農林土木工事共通仕様書1-1-1-15「2. 技術者台帳」について、文章中「契約後」を「工事着手日から起算して」にそれぞれ読み替えるものとする。また、実施要領第7条に基づき、徳島県農林土木工事共通仕様書1-1-1-2「37. 工事着手日」について、文章中「又は測量」を削除するものとする。

工事着手日指定契約方式実施要領

徳島 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5036705/>

**(交通誘導警備員の確保に関する間接費の実績変更の対象工事)**

**第10条** 本工事は、交通誘導警備員（以下「警備員」という。）の確保に関する間接費の実績変更の対象工事であり、「共通仮設費（率分）のうち營繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」のうち、次に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、契約締結後、警備員確保に要する方策に変更が生じ、土地改良工事積算基準又は森林整備保全事業設計積算要領（以下「積算基準」という。）に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合に、実績変更対象費の支出実績を踏まえて変更契約を行うものとする。

營繕費：警備員送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- 2 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額においては、積算基準に基づき算出した額における実績変更対象費の割合は、次のとおりである。

1) 共通仮設費（率分）に占める実績変更対象費（労働者送迎費、宿泊費、借上費）の割合：11.53%

2) 現場管理費に占める実績変更対象費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用）の割合：1.79%

- 3 受注者は、実績変更対象費の支出実績を踏まえ、設計変更を希望する場合は、実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した「交通誘導警備員の確保に係る実績報告書」及び実績報告書に記載した内容の内訳書を提出し、設計変更の内容について

協議を行うこと。なお、監督員から請求があった場合は、実績が確認できる資料（領収書の写し等）を提示すること。

- 4 受注者の責めによる工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- 5 発注者は、最終精算変更時に実績変更対象費の支出実績を踏まえ、設計変更する場合、受注者から提出された「交通誘導警備員の確保に係る実績報告書」で確認した費用から、積算基準に基づき算出した額における実績変更対象費を差し引いた費用を、共通仮設費（営繕費）に加算して算出する。なお、加算額については、間接費の率計算の対象外とする。
- 6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。
- 7 受注者は、実績変更対象費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

## 仮設トイレ設置報告書

次の工事において、仮設トイレを設置したので報告します。

1 工事名					
2 受注者名					
3 現場代理人	印				
4 提出年月日	令和 年 月 日				
5 設置した仮設トイレ	設置数 (基)	基本料金 (円)	1ヶ月料金 (円)	設置期間 (月)	合計 (円)
<input type="checkbox"/> 和式トイレ	$\times$	( + )	$\times$	=	0
<input type="checkbox"/> 洋式トイレ	$\times$	( + )	$\times$	=	0
<input type="checkbox"/> 快適トイレ	$\times$	( + )	$\times$	=	0
	[規 格] 幅 mm × 奥行 mm × 高さ mm				
	[附加機能]				
■ 設置期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日				
■ レンタル会社					

<和式トイレの場合>

■ 洋式化できなかった理由					
6 備考					

<発注者(監督員)が記入>

7 監督員					
-------	--	--	--	--	--

※ 監督員は内容を確認後、メール又はファックスで農山漁村振興課へ報告して下さい。